

西豊田小学校いじめ防止等基本方針

R5.1.10 改訂

1 目的

いじめがいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定といじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本方針

いじめがすべての児童に關係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるよう、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）に取り組む。

保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の指導を行うよう努める。

4 いじめ防止等対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめ防止等対策委員会を組織する。

(1) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、SC、他

(2) 開催日 月1回、特別支援・生徒指導委員会に併せて開催する他、必要に応じて随時開催する。

(3) 内容

- ① いじめの防止に係る事項（学校行事、学級活動、集会活動等）
- ② いじめの早期発見に係る事項（アンケート調査等）
- ③ いじめへの対処に係る事項（ケース会議、個別会議等）
- ④ その他

5 基本的施策

(1) いじめの防止

① いじめ防止の啓発

- ・西豊田いじめゼロプロジェクトによる取組（児童・教職員）

② 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ・道徳授業の時数確保と授業公開
- ・スキルトレーニングによる学校生活・対人関係のスキル向上と許容的な学級集団づくり

③ 人権教育の充実

- ・望ましい人間関係を育てる授業と児童等活動
- ・一人一人が生き生きと活動する授業
- ・人権教育に係る環境づくり（人権コーナー、人権教育強化週間の取組等）

④ 体験活動等の充実

- ・あいさつ運動の推進（各学年によるあいさつ運動、あいさつボランティア隊）
- ・ボランティア活動の推進（朝の清掃活動、お助け隊等）
- ・児童等主体の学校行事の展開

(2) いじめの早期発見のための措置

① 定期的なアンケート調査等の実施

- ・定期的なアンケート調査（月1回 全学級）
- ・生活チェックリストの活用（学期1回 全学級）
- ・いじめ防止等対策委員会での情報交換（週1回）
- ・保護者、地域からの情報収集
- ・学校評議員との懇談から

② 相談体制の整備

- ・定期相談（教育相談10月、個別面談7月）
- ・いじめ防止等対策委員会による個別の相談設定（随時）
- ・スクールカウンセラーによる相談（月1回程度）

(3) 関係機関との連携

町教育委員会学校教育課 福祉保健課 民生委員・児童委員等 学校医
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 青少年相談員
筑西児童等相談所（児童等福祉司、児童等心理司） 下妻警察署 等

(4) 教職員の資質向上

- ① 「こんな教師でありたい（自己チェックシート）」による研修
- ② 「いじめ問題の克服のために」「体罰防止マニュアル」による研修

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルに関する研修

6 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめに対する措置

- ① 児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係わる相談を受けた場合においていじめの事実があると思われるときは、学校への通報その他の適切な措置をとる。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、下妻警察署と連携してこれに対処する。児童等が生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに下妻警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 個別のいじめへの対応

- ① いじめの事実確認
- ② いじめを受けた児童等又は保護者に対する支援
- ③ いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの下妻警察署との連携
- ⑤ 懲戒、出席停止制度の適切な運用

7 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、その重大事態に対処し、重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに教育委員会又は、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 重大事態が発生した場合、(ア)の調査の結果について調査を行う。その調査結果を踏まえ、重大事態の対処、又は、重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- (3) 調査結果については、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

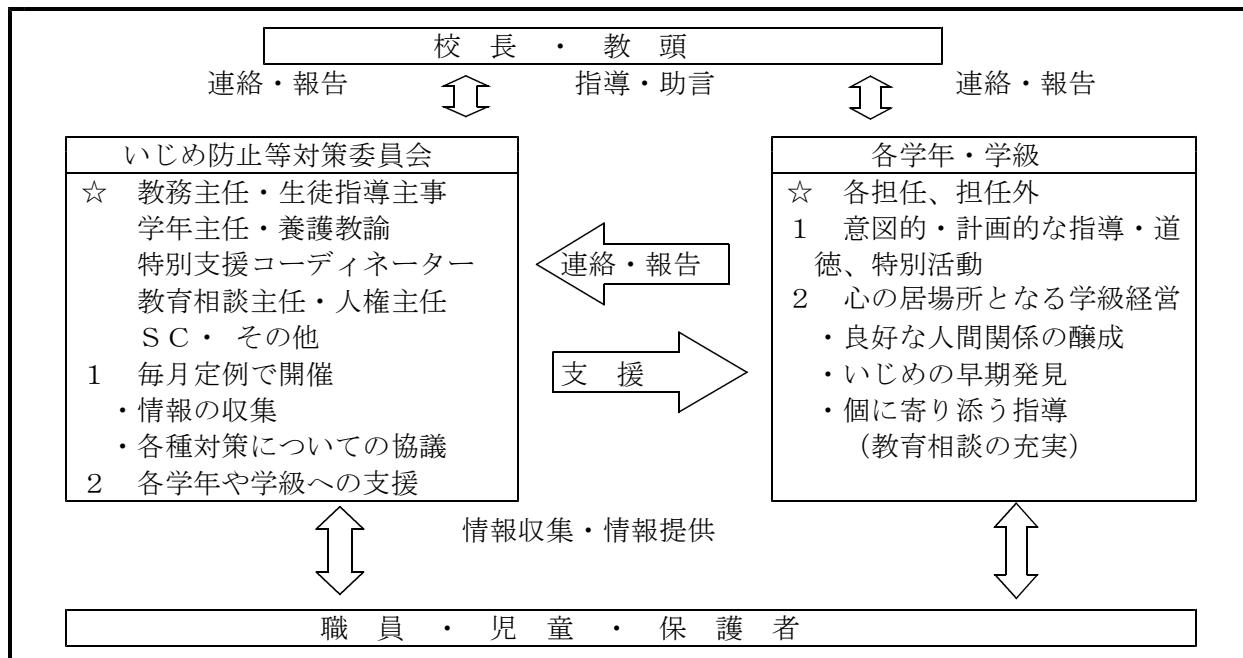
8 その他

- (1) 学校評価・・・いじめの未然防止・早期発見のための取組等について
- (2) 教職員による体罰禁止の徹底

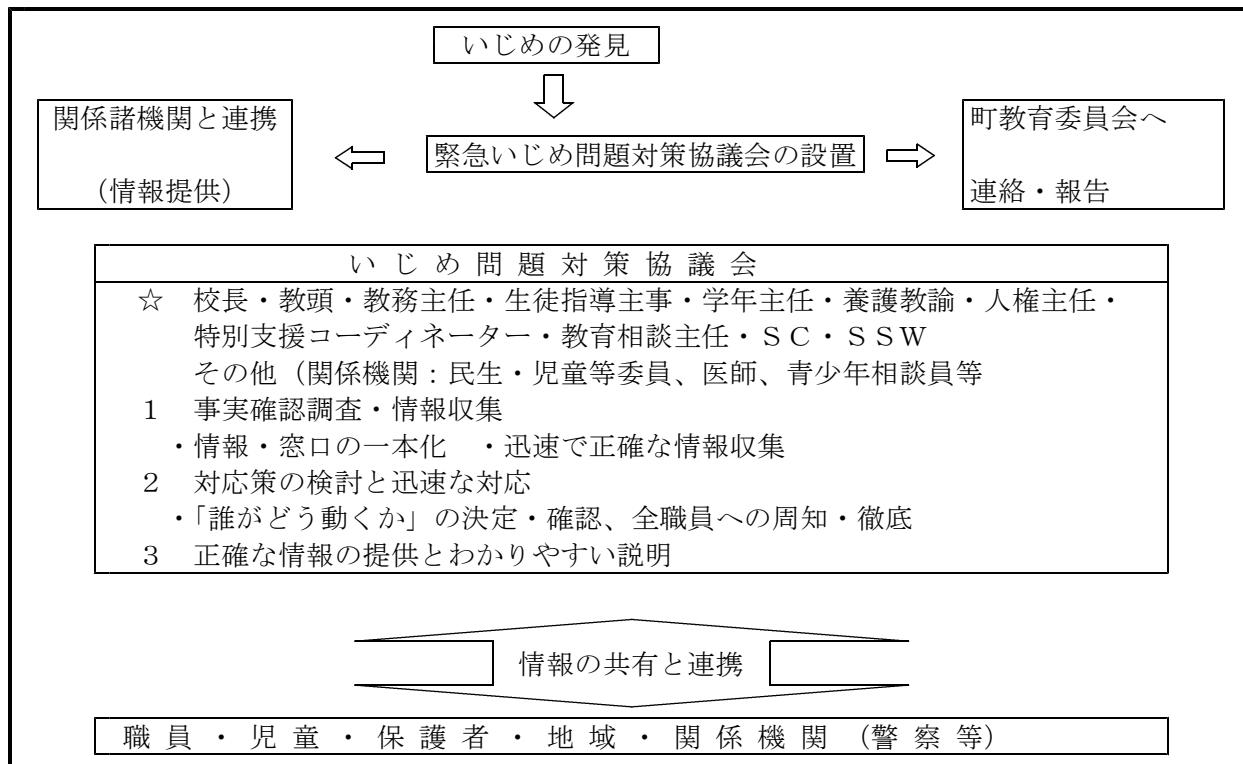
9 組織図

ア いじめ防止のための組織

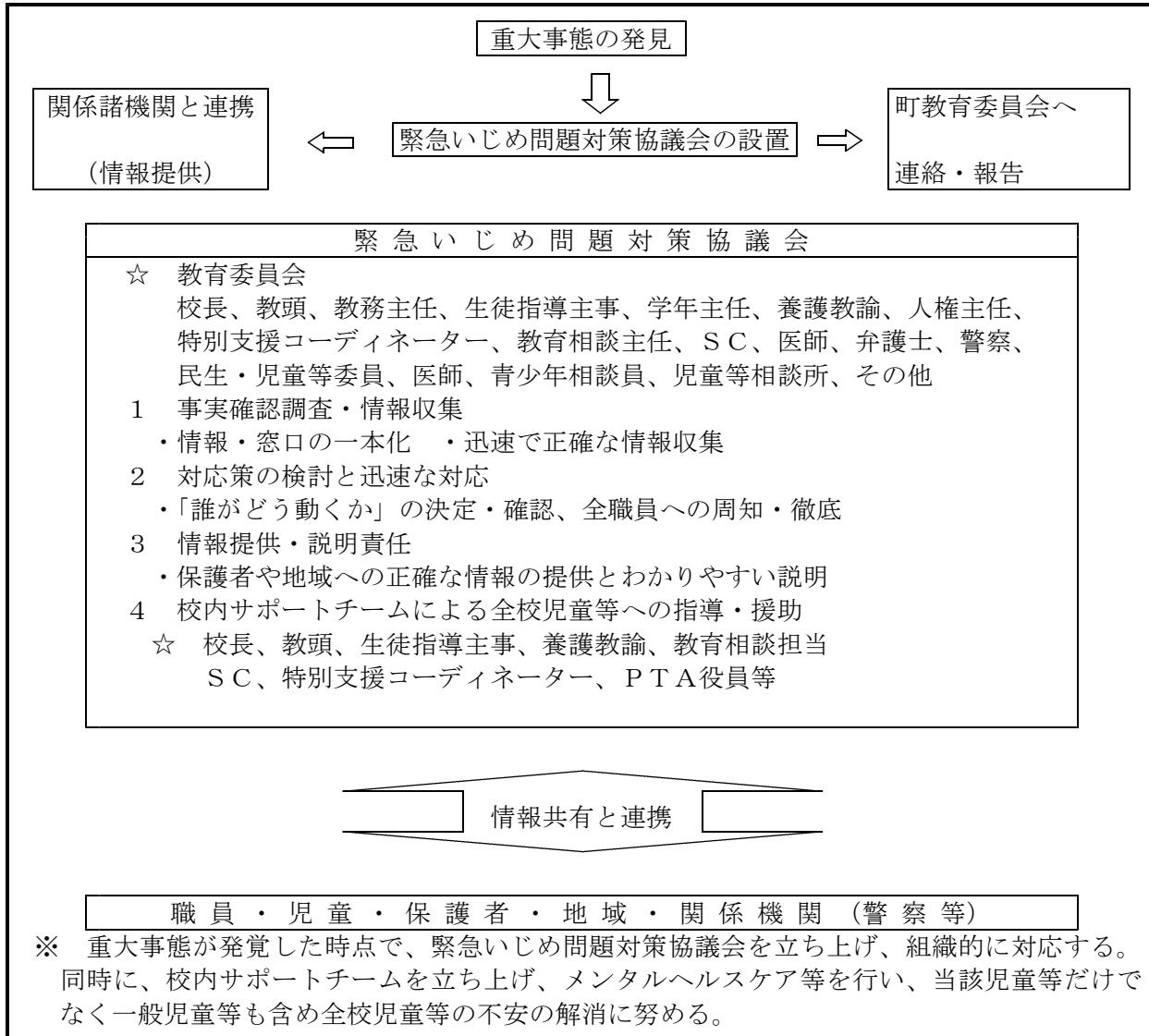
① 平常時



② いじめ発見時



イ 重大事態発生時の組織



いじめ問題への対応

※ 被害者の立場に立って角解決に当たる。

1 「いじめ」を発見する。

- ・保護者からの訴え
- ・児童からの訴え、情報提供
- ・教職員の発見

いじめ問題発見

2 即時に対応する。

- ① 事実関係を把握し、報告する
(担任・学年主任・生徒指導主事・教務・教頭→校長)
- ② 全職員が共通理解し、今後の対応について検討する。
(生徒指導部員会で検討する。)
(学校長の指導)

対 応

状況把握
対応策

3 被害児童の対応、加害児童への指導をする。

状況によっては、学級指導・全校指導を行う。
(担任、学年主任、生徒指導主事)

被害児童への対応

加害児童への指導

学級指導
学年指導
全校指導

4 保護者への対応をする。

(担任・学年主任・生徒指導主事・教務・教頭)

- ① 被害児童保護者 → 実状とこれまでの指導の経過と
今後の対応について説明をし、
理解と協力を依頼する。
- ② 加害児童保護者 → 事情を説明し、今後の対応につ
いて理解と協力を依頼する。
- ③ P T A → 状況により、P T Aに事情を説
明し、協力を得る。
- ④ 関係機関 → 状況により、関係機関に協力を
要請する。

保護者への対応

被害児童保護者
加害児童保護者

P T Aとの協力
関係機関との連携

5 指導を継続する。隨時指導の経過を報告する。

(担任→学年主任→生徒指導主事→教務→教頭→校長)

※ 全職員で解決に当たる。

※ 長期化することも考えにおいて指導に当たる。

児童への継続指導

報 告

児童への継続指導

6 事態の改善が見られない場合には、再度対応策を講じる。

7 被害児童の心のケアに努め、見守りを継続する。

不登校や登校しぶり

※ 誰にでも起こりうる問題である。

- 1 休みがちな児童、保健室によく来る児童を把握する。
(担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事)

登校しぶり傾向の児童の把握

学年会
生徒指導委員会

- 2 児童の休む要因、保健室に来る原因の究明に当たる。
(担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事)

原因の究明

担任
生徒指導部員
生徒指導主事
教頭・教務

- 3 状況について報告し、今後の対応について共通理解を図る。
(学年会、生徒指導部)

対 応

担任
生徒指導部員
生徒指導主事
教頭・教務

- 4 3での対応策に基づいて、指導に当たる。

- 5 指導の経過について、隨時報告し、指導を継続する。
(担任→学年主任→生徒指導主事→教務→教頭→校長)
※ 全職員で解決に当たる。

生徒指導委員会
(長欠対策委員会)

- 6 定期的に生徒指導部員会で解決策について検討する。
※ 長期化することも考えにおいて指導に当たる。

対 応

- 7 指導の経過について、定期的に報告し、指導を継続する。

報 告

- 8 解決まで指導を継続する。

生徒指導委員会
(長欠対策委員会)
対 応

- 9 解決後も見守りを継続する。